

## Natural Association 受講規約

この受講規約（以下「本規約」といいます）は、Natural Association（以下「当会」といいます）にて提供される講座（各種講座、コース、講習、セッション、セミナー等を含み、以下「本講座」といいます）を受講される皆様（以下「受講者」といいます）が遵守すべき事項を定めたものです。

受講希望の受講者は、受講申し込み前に必ずお読みください。本規約のすべてに同意された場合のみ、本講座は受講可能となります。

### [キャンセルポリシー]

当会より本講座に関する教材、テキスト、資料、データ等が提供された後、または本講座に関するサービスの全部または一部が提供された後に、受講者都合での解約があった場合においても、一切返金はなされませんので、予めご了承ください。詳しくは、第5条（キャンセルポリシー）をご確認ください。

### [会員制度]

本講座修了後に当会より付与される認定資格名称を自身の事業に使用する場合、別途当会所定の「会員規約」に同意のうえ入会手続きが必要となります。これらを希望する受講者は、事前に「会員規約」も併せてよくご確認ください。

## 第一章 総 則

### 第1条（適用）

1. 本規約は、当会と受講者との間において適用されます。受講者は、本規約のすべてに同意した上で、申し込みが可能となります。
2. 受講者に提供される本規約以外の本講座にかかる説明書き、注意書き、その他受講者へ別途配布または提示される資料等があった場合、これらに記載の事項も本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約を変更する場合、当会より事前に受講者に通知されます。変更後の本規約の効力発生日以降に受講者による本講座の受講があったときは、当該変更に同意したものとみなされます。

### 第2条（受講申込）

本講座の申込みについては、当会より事前に指定される方法で行うものとします。

### 第3条（受講契約の成立）

前条の申込み後、当会からの案内に従い、所定の受講料（教材に関する費用やディプロマ発行手数料などがある場合は、これらが含まれます）が支払われた時点をもって、本

講座にかかる受講契約は成立するものとします。

#### 第4条（受講料および支払い方法）

1. 本講座の受講料は、別途当会の定める料金表の通りです。
2. 受講者は、本講座の受講料を当会より事前に指定される支払方法で支払うものとします。

#### 第5条（キャンセルポリシー）

1. 本講座に関する教材、テキスト、資料、データ等が当会より提供された後、または本講座に関するサービスの全部または一部が提供された後に、受講者都合での解約があった場合においても、一切返金はなされないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、各講座に別途キャンセルポリシーの定めがある場合は、当該キャンセルポリシーに従います。

#### 第6条（当日の欠席等）

1. 受講者は、各受講日において、受講者都合による日時変更・キャンセルについては、予約日の前日まで（以下「連絡期限」といいます）に当会にその旨連絡するものとします。
2. 連絡期限を超えての連絡であった場合、その他連絡なしの受講者都合による当日の欠席があった場合においては、当該回は消化されたものとします。この場合においても、支払い済みの受講料等の返金、減額はされません。また、受講者都合による途中退席、遅刻等についても同様とします。

#### 第7条（講座内容）

1. 本講座の内容については、当会所定のカリキュラムに基づく講座概要の通りです。
2. 受講者は、事前に講座概要を十分に確認したうえで、申込みを行うものとします。
3. 受講者は、講座概要にて定められた、その期間内においてのみ、本講座に関するサービス利用が可能となります。欠席等があった場合においても、当会は、この期間を超えて提供する義務を負わないものとします。

## 第二章 権利義務

#### 第8条（権利帰属）

1. 本講座に関する知的財産権（未公開の講座内容、サービス内容、独自の教材、ツール、テキスト、ノウハウ、名称、ロゴマークおよびこれに関する資料や情報に関する著作権等を含みます）は、当会に帰属しており、本講座の受講にともない、受講者に移転するものではありません。受講者は、当会より許諾される範囲でのみ、これらを、使用することができるものとします。

2. 受講者は、いかなる理由によっても前項の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。
3. 受講者は、事前に当会より別途許諾がない限り、録音、録画、撮影などデータ媒体へ記録することはできないものとします。

#### 第9条（オンライン機器）

受講者は、オンラインにて受講する際の、PC 機器、通信端末、通信環境の設定、インターネット接続サービスその他の当該提供を受けるために必要となるサービス、機器および通信環境を、自らの責任と負担において準備するものとします。当会は、受講者の機器や通信環境の不整備または接続不能等による受講不能や不具合について、一切の責任を負いません。

#### 第10条（非保証等）

1. 当会は、本講座の提供について、受講者に対し、次のことを保証しません。受講者は、受講後の成果等については個人差があること、また当該非保証を理解し、事前に了承するものとします。
  - (1) 受講者の抱える身体的、精神的その他の問題、悩み、トラブルが必ず解消されること。
  - (2) 提供された情報、知り得たノウハウ等を受講者の活動・事業に必ず活かせること、一定の成果や集客、売上、有益な機会等の結果が必ず得られること。
  - (3) その他、受講者の期待する特定の目的が達成されること。
2. 本講座の受講に関連して、受講者同士、または受講者と第三者との間において生じたトラブルや紛争については、当事者の責任において解決するものとします。当会はこれらについて一切責任を負いません。

#### 第11条（機密情報）

1. 受講者は、当会の機密情報（当会の内部情報、ノウハウ等に関する資料や情報を含みます）を適切に管理し、当会の事前の承諾なしに第三者へ開示、漏洩してはならず、また当会の許諾する目的以外に使用してはならないものとします。
2. 受講者は、本講座で知り得た他の受講者や関係者（当会の担当講師、スタッフ等を含みます）の個人情報を、自己の責任で厳格に保持管理するとともに、本人の同意なく第三者へ開示、漏洩してはならないものとします。

### 第三章 禁止行為等

#### 第12条（禁止行為）

1. 受講者の禁止行為は次の通りです。
  - (1) 本講座の進行を妨げ、または他の受講者の迷惑となる行為

- (2) 他の受講者、当会または関係者その他第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (3) 他の受講者、当会または関係者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
  - (4) 公序良俗、その他法令に違反する行為または犯罪に結びつく行為および当該行為を勧誘、幫助、強制、助長する行為
  - (5) 他の受講者または関係者へ、ネットワークビジネス、宗教や政治活動等の当会と無関係なビジネス、団体等への勧誘・営業行為
  - (6) 当会より提供された情報、教材やテキスト等の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為（情報や各コンテンツ等を複製、改変、転載、引用、SNS その他メディアへの掲載、公衆送信、送信可能化、アップロード、レンタル、上映または放送する行為、事前許諾なしに録音、録画、撮影等を行う行為がこれに該当しますが、これに限られるものではありません）
  - (7) その他、当会が不適切と判断した行為
2. 前項各号の禁止事項に該当するか否かについては、当会の裁量により判断することができるものとします。

#### 第13条（解除等）

1. 当会は、受講者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、受講契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告してもこれが是正されなかった場合
  - (2) 次条（反社会的勢力等）に違反した場合
  - (3) 正当な理由なく当会の指示や方針に従わなかった場合
2. 受講者は、前項により解除された場合において、当会に対して未支払の受講料、費用等が残っている場合には、直ちにすべての支払を行わなければならないものとします。

#### 第14条（反社会的勢力等）

受講者は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。

- (1) 反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
- (2) 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
- (3) 自らまたは第三者を利用して、暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること

#### 第15条（損害賠償）

受講者は、当会に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第四章 有効期間等

##### 第16条（有効期間）

本規約は、受講契約の成立の日から効力を生じ、本講座提供が終了したこと、あるいは解除、解約されたことによる契約終了の日まで有効に存続するものとします。

##### 第17条（存続条項）

前条の期間が終了した後においても、第8条（権利帰属）、第10条（非保証等）、第11条（機密情報）、第12条（禁止行為）、第13条（解除等）第2項、第14条（反社会的勢力等）、第15条（損害賠償）、本条（存続条項）、第18条（肖像等）および第20条（紛争解決）は、有効に存続します。

#### 第五章 雑 則

##### 第18条（肖像等）

1. 当会は、本講座の実施内容（受講中の様子など）を、撮影等することがあります。当会は、これらを行った場合、動画・写真等を本講座提供の目的で利用するほか、当会におけるサービス向上・改善、研究開発等の目的で利用します。
2. 当会が前項の動画・写真等を、個人が特定される形態、方法で利用する場合（例えば、販売促進や実績紹介等のためにウェブサイト等に、顔や名前とともに“受講者の声”などと掲示する場合など）は、受講者に事前連絡のうえ、承諾を得た場合にのみ利用することができるものとします。

##### 第19条（譲渡等）

受講者は、事前の承諾なく、受講契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に譲渡しもしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

##### 第20条（紛争解決）

1. 本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。
2. 本規約に関連する紛争が生じた場合には、当会の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

2024年3月1日 制定・施行